

令 和 元 年 度

指宿市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

指宿市監査委員

指監第53号
令和2年9月14日

指宿市長 豊留 悅男様

指宿市監査委員 渡瀬貴久
同 東伸行

令和元年度決算に基づく指宿市財政の健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度決算に基づく、指宿市財政の健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり審査意見を提出する。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年9月1日から令和2年9月14日まで

第3 審査の方法

令和元年度決算に基づく健全化判断比率の審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に、関係課から提出された資料と照合点検を行い、さらに関係職員から説明を聴取するなどの方法によって審査を実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率を記載した書類は、適正に作成されているものと認められる。なお、健全化判断比率、早期健全化基準及び財政再生基準は、次のとおりである。

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	12.99	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	17.99	30.00
③ 実質公債費比率	9.3	9.1	25.0	35.0
④ 将来負担比率	32.4	37.2	350.0	

(注) 表中の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、記載すべき比率がないことを示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字はなく、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字はなく、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率の3カ年平均は9.3%で年々増加傾向にあり、前年度と比較すると0.2ポイント上がっているが、早期健全化基準の25.0%を下回っているため、良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は32.4%で、前年度と比較して4.8ポイント下がっており、早期健全化基準よりも下回っているため、良好な状態であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和元年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年9月1日から令和2年9月14日まで

第3 審査の方法

令和元年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率の審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に、関係課から提出された資料と照合点検を行い、さらに関係職員から説明を聴取するなどの方法によって審査を実施した。

第4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率を記載した書類は、適正に作成されているものと認められる。なお、各会計の資金不足比率及び経営健全化基準は、次のとおりである。

(単位：%)

区分	会計名	資金不足比率		経営健全化基準
		令和元年度	平成30年度	
法適用企業	指宿市水道事業会計	—	—	20.00
	指宿市公共下水道事業会計	—	—	
法非適用企業	指宿市温泉配給事業特別会計	—	—	20.00
	指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計	—	—	

(注) 表中の「—」は、資金不足額がないため、記載すべき比率がないことを示している。

(2) 個別意見

- ① 水道事業会計、公共下水道事業会計は、流動資産が流動負債を上回っているため、資金不足は生じていない。
- ② 温泉配給事業特別会計、唐船峡そうめん流し事業特別会計は、いずれの会計とも黒字のため、資金不足は生じていない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。